

宮城県第二総合運動場 利用料金表

令和8年4月1日施行

〈 施設利用料 〉					利用料の額	
区 分					アマチュアスポーツに 利用する場合	その他の催しに 利用する場合
宮城県武道館	道 場	貸切利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	1,740円	6,320円
			入場料を徴収する場合		4,930円	9,020円
	個人利用	1回につき	一般	350円		
			高校生	200円		
			中学生以下	150円		
温水シャワー室	個人利用	1回につき	200円			
研修室	貸切利用		1時間につき	370円		
宮城県弓道場	近的弓道場	貸切利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	3,350円	13,070円
			入場料を徴収する場合		10,020円	19,230円
		個人利用	1回につき	一般	350円	
				高校生	200円	
	中学生以下			150円		
	遠的弓道場	貸切利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	1,470円	5,760円
			入場料を徴収する場合		4,490円	8,290円
		個人利用	1回につき	一般	350円	
高校生				200円		
中学生以下	150円					
宮城県クライミングウォール	貸切利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	1,100円	5,100円	
		入場料を徴収する場合		3,900円	7,400円	
	個人利用	1回につき	一般	900円		
			高校生	450円		
			中学生以下	250円		
宮城県合宿所	宿 泊 室	-	一般	1泊につき	900円	
			高校生		670円	
			中学生以下		450円	
	リネン代	貸切利用		1人1回につき	300円	
個人利用回数券 (武道館・近的弓道場・遠的弓道場共通)	個人利用	1回券	一般	3,500円		
			高校生	2,000円		
			中学生以下	1,500円		

- 1 「入場料」とは、入場料、観覧料その他これらに類する金銭をいう。
- 2 入場料を徴収する場合で100円以下の入場料を徴収するときは、入場料を徴収しない場合とみなす。
- 3 入場料を徴収する場合において、宮城県武道館の道場、宮城県弓道場、宮城県クライミングウォール（次号において「宮城県武道館等」という。）の利用日が日曜日、土曜日又は休日当たるときの利用料金は、この表に定める額にその2割に相当する額を加算した額とする。
- 4 宮城県武道館等を準備または撤去のため利用するときの利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 5 宮城県武道館の道場の貸切利用に係る利用料金は、柔道場、剣道場又は弓道場ごとに算定するものとする。
- 6 宮城県武道館の道場(弓道場を除く)の1面又は2面を貸切利用するときのそれぞれの利用料金は、この表に定める額の3分の1又は3分の2に相当する額とする。
- 7 個人利用の「一般」とは大学生を含み、「高校生」とは高校生及びこれに準ずる者とする。
- 8 宮城県クライミングウォールの2分の1の区画又は面を貸切利用するときのそれぞれの利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 9 利用料金が1時間当たりで定められている施設を利用する場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 10 宮城県武道館の2階、4階の観覧席はそれぞれ柔道場、剣道場の一部とみなし、観覧席のみの単独利用は認めない。
- 11 利用料金が10円未満の端数があるときは、10円に切り上げる。

〈 設備利用料 〉

設備名	放送設備	電光得点板	温水シャワー室	照明施設 (柔道・剣道場)
区分	1式(1回につき)	1台(1回につき)	1室(1時間につき)	1面(1時間につき)
入場料を徴収しない場合	1,400円	700円	2,600円	250円
入場料を徴収する場合	3,000円	3,000円	5,300円	450円

※ 利用料金が1時間当たりで定められている設備を利用する場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。